

註一 明遍僧都の参詣資料

高野の明遍僧都、善光寺参詣の帰りあしに法然上人に對面（「一言芳談」）

註二 一遍の参詣（善光寺）資料

文永八、辛未、同卅三才、今年、信州善光寺に詣で自利々他を祈り、三河の本尊を团す。（「一遍上人年譜略」）

註三 北条泰時小泉領善光寺に寄進の資料

七月十五日、壬午、（中略）今日、前武州（泰時）以田地、（小泉郡室賀郷内）不断念仏料所、限未際、令寄附于信濃国善光寺給

・（「吾妻鏡」卅三）

註四 北条時頼善光寺に領寄進の資料

三月十七日、丁酉、最明寺禅室買得信濃国深田郷給、今日寄附善

光寺（「吾妻鏡」五十一）

註六 「隆弁」の事・資料

隆弁大納言法印如意寺と号し聖福寺殿と号す、治むること三十七年、四条大納言隆房卿の息（中略）園城寺の長吏たり文永八年善光寺供養導師を拜任す。（「鶴岡八幡宮寺社務職次第」）

註五 川口善光寺と定尊の資料

善光寺の本尊は、一光三躰なり、是れを、新たに模鑄しけるは、尾張国熱田の僧、定尊法師、靈によりて、建久六年五月十五日、尊を鑄成し、岡じく六月廿八日に、二菩薩を鑄成しける。（「塩尻」）（昭和三十三年度国文学科卒、長野県立阿智高校教諭）

### 三、二条の足摺岬行について

## 神 谷 道 倫

この小論で 私が問題にするのは、巻五に記された、作者二条の足摺岬（註1）への旅についてである。この旅については、山岸徳平氏の、（註2）「その（敵島）帰途には四国に出て土佐の足摺岬へも廻った云々」の記述をはじめとして、玉井幸助氏（註3）、松本寧至氏（註4）、次田香澄氏（註5）ら諸家のいずれも、何らの疑義もはさまれないかのように、二条が、足摺岬まで実際に行っ

たとされている。これは、恐らく、「土佐の足摺の岬と申す所が、ゆかしくて侍る。ときにそれへまゐるなり」という作者の記述を、そのまま信じられたゆえと思われる。しかしながら、克明にこの前後の本文を読んでも見ると、いくつかの矛盾に氣付くのであって、前述の作者の記述を額面通り受け取ることには、私としてはできかねると思うのである。以下問題点をあげて、一つ一つ検討して見たい。

## 1 日程について

まず、本文に徴して見るに、乾元元年九月十三日(註6)、作者が  
厳島神社で、大法会を拜観したこと、そして、その夜通夜したであ  
ろうことは疑う余地がない。そして、それに続く、「これ(厳島)  
には、いく程の逗留もなく云々」という文から推して、厳島出立  
の日は、九月十四日以前に考えることはできない。その後、作者は  
ただちに足摺岬に至り、ついで、「あきのさとゝの社」と称する午  
頭天王社に立ち寄り、「それには一夜とどまりて、のどかに、たむ  
け」をして、讃岐の白峰、松山に崇徳院の遺跡を訪れ、松山にほど  
近い庵で、写経の宿願を果すべく腰を落ち着けたことになってい  
る。その際、「長月の末のことなれば、虫の音も弱りはて云々」  
との記述があつて、写経をはじめたのは、九月の末となっている。  
厳島出立の日を、かりに一番早くとして、九月十四日としたところ  
で、以上に述べた大旅行(註7)を交通不便な当時、わずか半月たらず  
の間になしおせることは、至難のわざといわなければならない。  
以上が疑問点の第一である。

### 2 「あきのさとゝの社」について

もともと、ここにいう「あきのさとゝの社」の所在地について  
は、だいたい次の三つの説を考へるのが常識的である。

一、土佐国の安芸(現在の高知県安芸市)と解する説(註8)

二、「あは(阿波)」の誤写説(註9)

三、「あき」をすなおに安芸国と解する説(註10)

しかしながら、以上のうち、土佐の国の安芸は、本文解釈の過程  
において、足摺岬とたまたま同じ土佐の国に存在する安芸という地

名を、筆者自身拾い出して見たに過ぎないのであつて、もちろん、  
そこに午頭天王社が当時存在したという確証は得られなかったので  
あり、ましてや、「さとゝの社」なる名称の社があつたという事実  
もつきとめ得なかつた。その上、同じ土佐の国とはいえ、足摺岬と  
土佐国安芸とは、西と東にかなり隔つていて、足摺岬―土佐安芸  
―讃岐白峰、松山という旅程には、無理があるといわなければなら  
ない。次に、「阿波のさとゝの社」とする松本寧至氏の説(註11)  
は、やはり道順の点から、「ここは必ず『あは(阿波)』の誤写で  
ある」とされ、さらに、「写本は『あ起』とあるが『波』―『起』  
もしくは『は(者)』―『き(支)』―『起』のいずれかの誤写過  
程であろう」と説かれてゐる。しかし、これも同様に、午頭天王社  
も、さとゝの社も確認し得ない以上問題にするわけにはいかない。  
しからは、第一にあげた、安芸国のさとゝの社はどうかであるかとい  
うに、安芸の国には、午頭天王社として、広島なすの北に安神社、旧号  
祇園天王社を見出すことができる。また、「さとゝの社」なる名称  
の社は見出されないが、安神社の所在地は、旧名佐東郡(註12)に属  
する。すなわち、「あきのさとゝの社」は、「安芸のさとゝ(佐  
東)の社」の誤写と見なし得る。さて、「安芸の佐東の社」というこ  
とで、本文をもう一度見なおすと、安芸厳島―土佐足摺岬―安芸佐  
東の社―讃岐という旅程になり、これは、このまゝには、どう考え  
ても肯うわけにいかない。玉井幸助氏は、「問はず語りの年立」の  
中で、厳島の大法会拜観ののち、「安芸の午頭天王社、土佐の蹉跎  
岬の観音、讃岐の白峰など歴訪し」と、作者の、旅程順序の書き違  
いであることを、暗にはのめかすかのように記されている。旅の順

序の書き違いは、紀行文には、まゝあることである。現に、この作者も、すでに巻四（註13）に於いて、この誤りをおかしてもいるので、一応、記憶違いによる書きあやまりという事も考えられなくはない。しかし、反面、実際に行かない足摺岬の記事を書き入れたために、順序に一見混乱を招いていると考えることも可能と思うのである。

### 3 足摺岬の記述について

考えて見ると、足摺岬に関する二条の記述そのものも、まことに奇妙なものである。それは、本文を御覧になれば、おわかりいただけると思うが、足摺岬の記述は、説話の挿入に尽きているというところである。この西国の紀行において、作者が、かように唐突に目的地に到り、かように唐突に次の目的地に到っている個所は、他に見出すことができない。この説話は、いわゆる普陀落渡海（註14）、もしくは渡海往生に関する説話である。普陀落とは、観音浄土の名であることから、わが国に観音信仰が盛んになるにしたがって、普陀落信仰も民間に浸透するようになった（註15）のであって、諸記録（註16）の伝えるところによれば、平安時代中葉には、普陀落渡海の信仰が熟しつゝあったことがうかがわれる。また中世に入っての記録としては、「吾妻鏡」（註17）に、きわめて詳細確実に伝えられたものがある。その渡海は、天福元年三月七日の事であって、二条が足摺岬の説話を聞き伝えたと思われる乾元元年を去ること六十九年前である。

次に、作者二条が、何故に、この部分にこの説話を挿入したかについて言及して見たい。前述の事から、普陀落渡海説話が、当時、人

々の間にかなりひろまっていた事は想像に難くないのであるが、作者は、敵島からの帰途、恐らく船中で、この足摺の説話を人づてに聞いたものと思われる。そして足摺岬に大いに心ひかれて、是非行きたいものと思ひ、かつ行く事を決意したものと推察される。すると折しも、「船のうちなる、よしある女」より、「備後の国、和知といふ所の者にて侍る。すまひもごらんぜよかし」と誘われる。それに対する作者の応答が、「土佐の、足摺の岬と申す所がゆかしく侍る。ときにそれへまゐるなり」という言葉なのである。しかるに、実際には、そこから程近い海駅でふたたび上陸して、「安芸の佐東の社」（註18）に一晩参籠、そこからふたたび船便によって、西行ゆかりの地であり、作者自身別に「訪ふべきゆかりも」あった讃岐の白峰、松山におもむいたと考へたい。そして写経の宿願をその地ではたしているうちに「しも月のすゑ」になって、足摺岬行きを、結局断念したのであろう。その理由は、むろんつまびらかにし得ないが、余りに僻遠の地であるためか、または、足摺に到る便宜を得られなかったゆえなのであろう。つまり、足摺岬の説話は、「安芸の佐東の社」に向う船中での聞き書き（註19）であり、かように考へるならば、順序の上からも、「安芸の佐東の社」の前に、この記事があることに何らの矛盾も生じなくなるのである。

### 4 その他

次に私が問題にしたいのは、「（讃岐の白峰、松山に）漕ぎ寄せておりぬ」という表現である。足摺岬から讃岐に船で行くには、鳴門の難所を漕ぎぬけねばならぬ（註20）。また、貫之の「土佐日記」以来歌枕（註21）となった地も多い。紙数の都合上こまかなこ

とは割愛するが、足摺岬より讃岐までの船路の何らの記述もなしにいきなり、「漕ぎ寄せておりぬ」はあまりに簡略に過ぎる。従って、この「漕ぎ寄せておりぬ」は、平穩無事な、しかも、帰路の瀬戸内海の旅にこそふさわしい表現と思われる。

結語

以上述べたことをまとめると、二条の足摺岬行きは、諸家によって、概ね肯定されているにもかかわらず、認めがたいこと。その理由は、まず日程の上から無理であること。「あきのさとゝの社」は「安芸の佐東の社」であること。足摺岬に関する記述は、説話のみ唐突に記されていて、具体的実景描写に乏しいこと。すなわち説話の聞き書きに過ぎぬこと。また足摺岬に行ったとはどこにも書いていないこと。その他に要約できる。そして、結論として、旅程をもう一度整理して見ると、

厳島（船中にて足摺岬の説話を聞く）—安芸の佐東の社—（船）  
—讃岐の白峰松山（恐らくこの地で足摺行きを断念）—備後  
以上の如くになり、作者二条は、右の順序で「とはすがたり」の本文を記したと考えたいのである。

- 註1 「とはすがたり」巻五、桂宮本叢書二〇三〜二〇五ページ
- 註2 前掲書解題
- 註3 「学苑」二百三十八号「問はず語りの年立」
- 註4 「国文学踏査」第六号「とはすがたり人物考」。また、「国語と国文学」第四十卷第三号「とはすがたり本文存疑」
- 註5 「国文学」第八卷第一号「とはすがたりの庶民的世界」

註6 乾元元年は、玉井氏前掲論文の年立に従う。  
註7 「とはすがたり」本文によると、「のぼり侍りし船のうちによしある女」と同乗したことになっており、その女は備後和知に帰ろうとしているのであるが、かりに作者が足摺岬に行ったとしても、それは四国の東廻りの船でいったと考えねばなるまい。

- 註8 「国文学」次田氏前掲論文
- 註9 「国語と国文学」松本氏前掲論文。
- 註10 「学苑」玉井氏前掲論文。
- 註11 「国語と国文学」松本氏前掲論文。
- 註12 佐東郡の所在については、水原一氏の御教示を仰いだ。
- 註13 たとえば、桂宮本一五九—一六〇ページ。赤坂、八橋、熱田の順序の錯乱。
- 註14 これとの類話は、「観音利益集」（古典文庫）。「長門平平家物語」等にある。
- 註15 「わが国に於ける補陀落信仰」橋川正（「日本仏教文化史の研究」）
- 註16 「台記」康治元年（一一四二）八月十八日条。「発心集」第三賀東聖人事等参照。
- 註17 「吾妻鏡」卷廿九、天福元年五月二十七日条参照。
- 註18 祇園社と二条との関係については、桂宮本一四二ページを参照のこと。
- 註19 概して、二条は説話に対する関心が深いものと思われる。「三井寺常住院の泣不動説話」をはじめとして、本文中に記された説話は少くない。（22頁へ続く）

註3 「仁和寺百部取勝王経供養草」続群書類従第二十八輯上所

収本による

註4 筑土鈴寛氏「復古と叙事詩」の「唱導と説話文学」の論考  
にこのことを論ず

註5 「栄花物語」朝日古典全書本二、疑卷二七四頁頭註参照

註6・7・8 佐藤亮雄氏「中世文芸に於ける仏教受容の一形

態」(「宗教文化」第七輯所収)

註9 「往生大要抄」「法然上人全集」所収本による

註10 「学道用心集」「道元禅師語録」岩波文庫所収本による

(元本学講師・足利月見ヶ丘学園教諭)

### ◇駒沢大学国文学会大会開催

昭和三十八年十一月二十三日、第一回駒沢大学国文学会大会が母  
校五号館二二八番教場にて開かれ、富倉、渡辺、西田、宮崎、佐藤  
各先生をはじめ会員四十名の参加をみた。

午前九時より研究発表

「駒沢大学図書館蔵平家物語について」

高瀬 勝子氏

「国語教師としての一考察」

松山 憲隆氏

「三崎における白秋と牧水」

嘉山 勝治氏

「俳句の表現に関する一考察」

寺島 初美氏

午後二時より公開講演会

「文体研究の領域」

都立大学教授 西尾 光雄氏

午後三時より乙会員総会

午後四時より懇親会 於本学会議堂

(53頁より続き)

註20 私論の如く、また次田氏の如く、四国東廻りの船便であつた  
としても、順序が変わるだけで、条件は同じである。

註21 二条は、紀行文学の作者にふさわしく、他の個所では、歌枕  
に対して、決して冷淡ではない。

(昭和33年度国文学科卒、駒沢大学高校教諭)

### 原稿募集

本誌掲載論文を左記の要領により本国文学会乙会員(同窓生)  
から募ります。卒業後の学術研鑽の成果を奮ってご発表下さい。

記

一、投稿論文は四百字詰原稿用紙三十枚を一応の規準とする

一、投稿論文の内容は国文学・国語学・国語教育についての  
学術的新研究及び報告であること。

一、投稿論文の送り先は、駒沢大学国文学研究室内「駒沢国  
文」編集部宛とする。

一、第四号編集の都合上、本年十一月末日必着のこと。

なお、本誌は純粹の学術研究誌として編集致しますので、投稿  
論文の採否は当編集部にご一任頂くことをあらかじめご了承下  
さい。

駒沢大学国文学会「駒沢国文」編集部